

第9次鳥取市総合計画の策定について

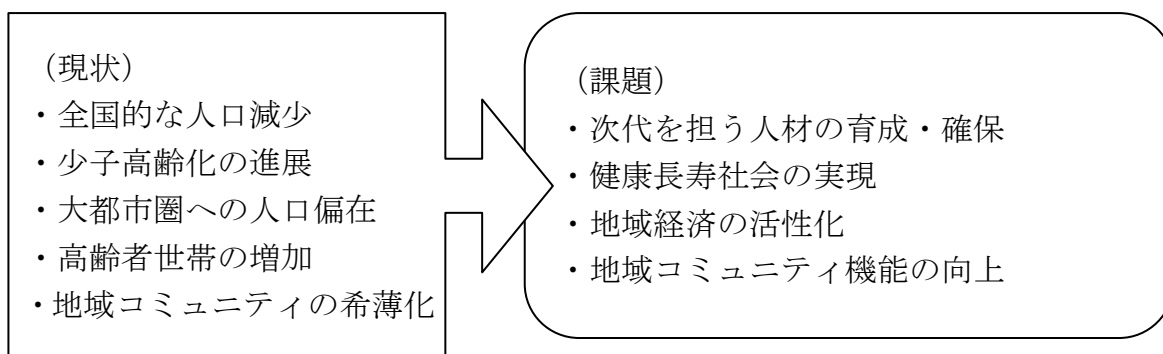
1 策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化の進展、雇用情勢の悪化、環境問題の深刻化、地域主権の意識の高まりなど大きな変革の中にあり、これまでの社会保障制度や経済・産業のあり方などの見直しが求められています。

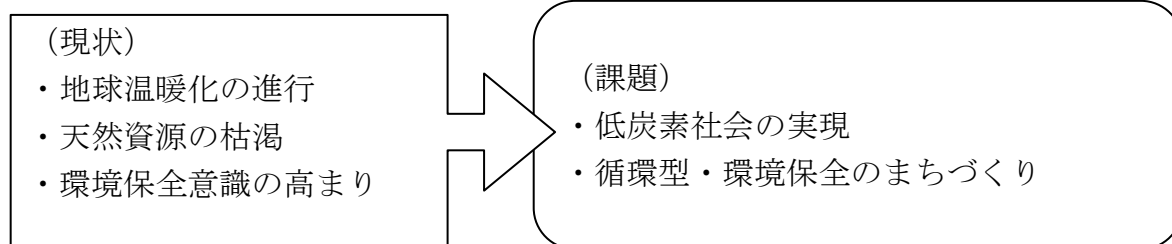
本市では、第8次鳥取市総合計画の基本計画が今年度に終期を迎えることから、本市を取り巻く社会経済環境、市民ニーズの変化等を踏まえて、これまでの施策展開を見直し、新たに第9次鳥取市総合計画を策定します。

＜本市を取り巻く社会の潮流＞

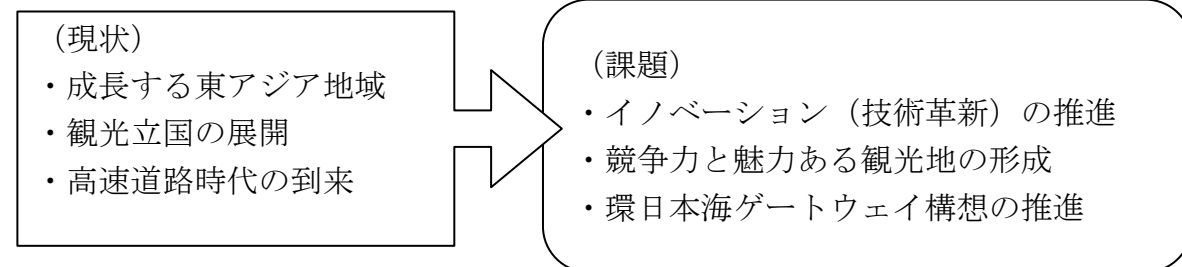
(1) 人口減少と少子高齢化の進展



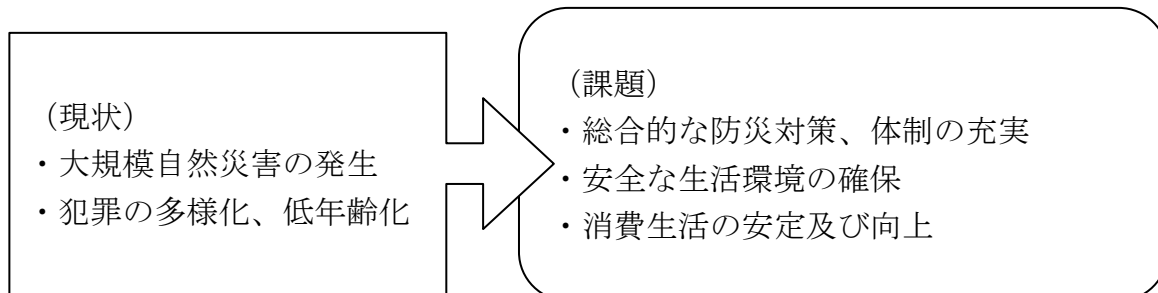
(2) 環境問題の顕在化



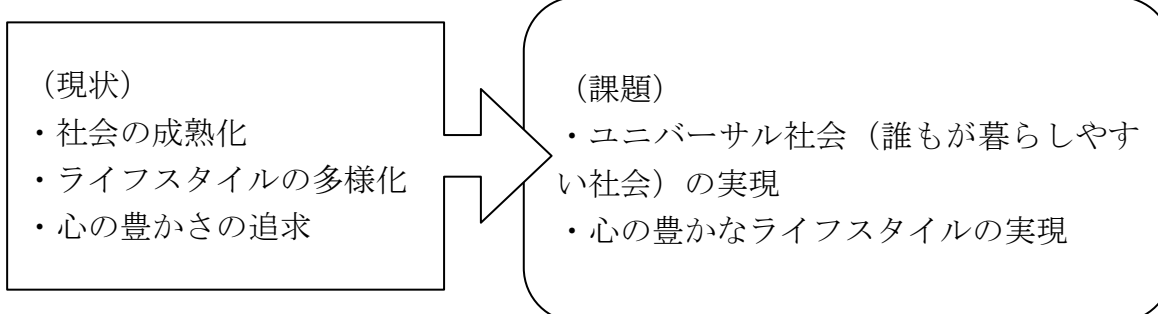
(3) 広域交流時代の進展



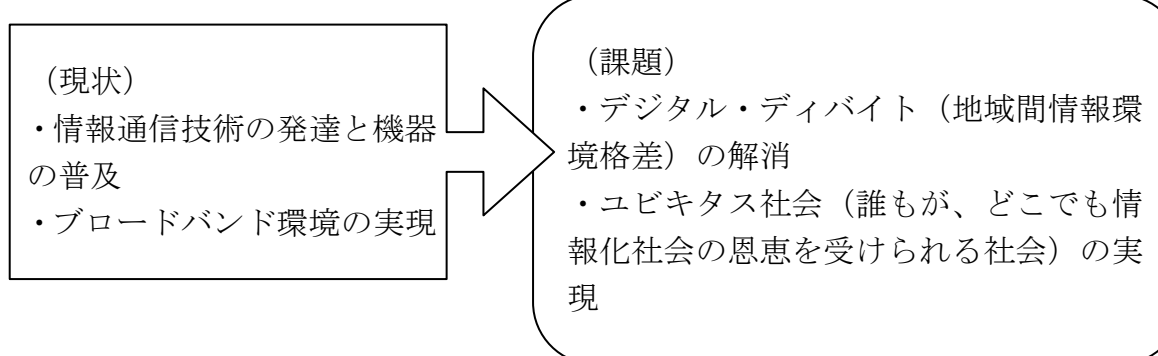
(4) 安全、安心な暮らしへの意識の高まり



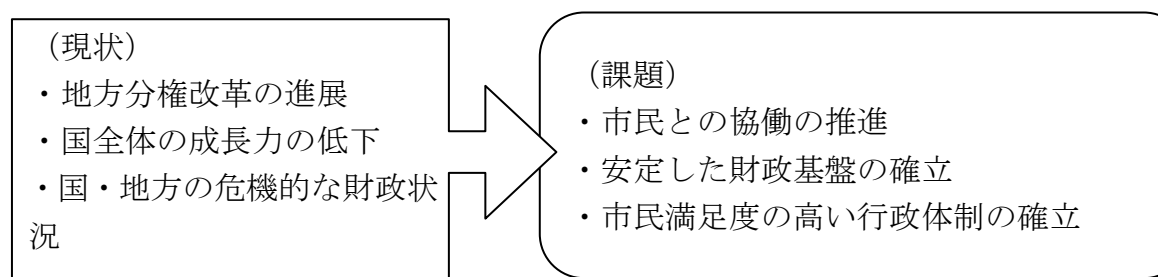
(5) 価値観の多様化



(6) 高度情報化社会の進展



(7) 地域主権意識の高まりと不透明な財政状況



2 第9次鳥取市総合計画体系図
別図参照

3 総合計画の構成と期間

第9次総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

(1) 「基本構想」…平成23～32年度（10年）

将来像とその実現に向けたまちづくりの目標、基本となる政策などを明らかにするとともに、平成32年度までの10年間の人口、経済等の主な指標を示すもの

(2) 「基本計画」…平成23～27年度（5年）

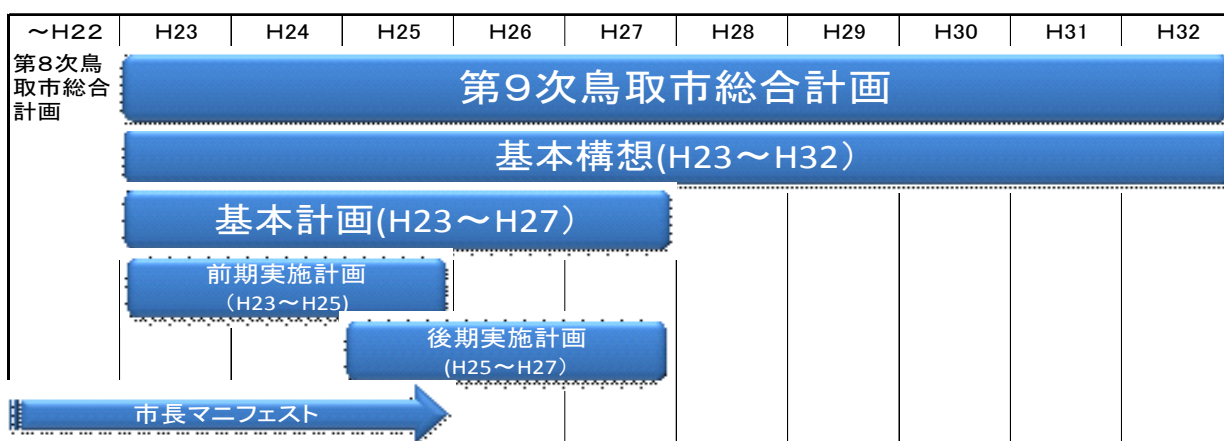
基本構想で示された将来像を実現するために、平成27年度までの5年間の主要な施策を明らかにしたもの

(3) 「実施計画」

前期計画：平成23～平成25年度、後期計画：平成25～平成27年度

「基本計画」で示された政策・施策を具体化する事業を明らかにし、総合計画の進行管理を行うために作成するもの

なお、後期計画は、前期計画事業の実施状況、成果等を踏まえて作成し、「基本計画」の政策・施策を効果的、効率的に推進していきます。



4 計画の役割

この計画は、平成32年までの長期展望にたつて、鳥取市の市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、企業活動、行政施策の方向を明らかにしようとするものであり、具体的には、次のような役割を担うものです。

(1) 市民に対し、まちづくりの方向性を理解いただくとともに、市民が主体的に又は市との協働によるまちづくりに取り組むうえでの指針としていただくものです。

(2) 国、県等に対しては、市の施策を明らかにし、計画の実現に向けた対応を要請するものです。

(3) 鳥取市においては、長期的な市政運営の方向性を明らかにし、市民と共に計画的かつ効率的なまちづくりに取り組む上での基本となるものです。

5 策定の視点

第9次総合計画は、『人を大切にするまちづくり』を基本理念とし、次のような視点で策定します。

(1) 社会経済情勢に柔軟かつ適切に対応した計画

人口減少や少子高齢化、過疎化の進展、経済・雇用情勢の悪化など、本市を取り巻く社会経済環境に柔軟かつ適切に対応していくことができる計画とします。

(2) 市民と一緒に考え、つくり、取組む計画

市民アンケートの結果や鳥取市総合企画委員会、市民ワーキング、パブリックコメントなどにより、多くの市民からの意見を計画策定の過程で取り込み、具体的な施策の実施にあたっては、市民との協働による取り組みを十分に配慮することとします。

(3) 市民にわかりやすい計画

市民の参画と協働によるまちづくりを推進するうえで、市民と行政が目指すべき目標を共有し、役割を分担しながら地域課題の解決に取り組むことが重要です。そのため、この計画は、わかりやすい表現、図や表を活用し、策定後も多くの皆さんに活用いただける市民にわかりやすい計画とします。

(4) 行政評価や予算編成と連携した計画

行政評価や予算編成と連携した計画の進行管理を行い、計画に基づく取組を効果的に行うため、限られた財源を有効に活用し、将来への投資を視野に、効率的な施策展開が図られる計画とします。

(5) 第8次鳥取市総合計画の成果と課題を踏まえた計画

合併後、初の総合計画である第8次鳥取市総合計画や各支所で取り組んでいる地域振興プランの取り組みの成果と新たな課題を整理し、その結果を計画の策定に反映させます。

6 策定体制

①鳥取市総合企画委員会（委員20名）

・市民アンケート、市民ワークショップ、各種市民団体・機関などからの意見、提案等を踏まえつつ、第9次鳥取市総合計画案を策定（答申）します。

②まちづくりについて「市民アンケート調査」（4,000人）（平成21年10月実施）

③市民ワークショップを開催し、まちづくりについて自由な意見・提案をいただきます。

④「議会」、「まちづくり協議会」、「地域づくり懇談会」、出前説明会、「地域審議会」、「市政懇話会」、「自治連合会」、「連合婦人会」など各種市民団体・関係機関等からの意見・提案を把握するため、意見交換等を行います。

⑤総合案内、総合支所、地区公民館等の市民が訪れる窓口、ホームページ、市報、

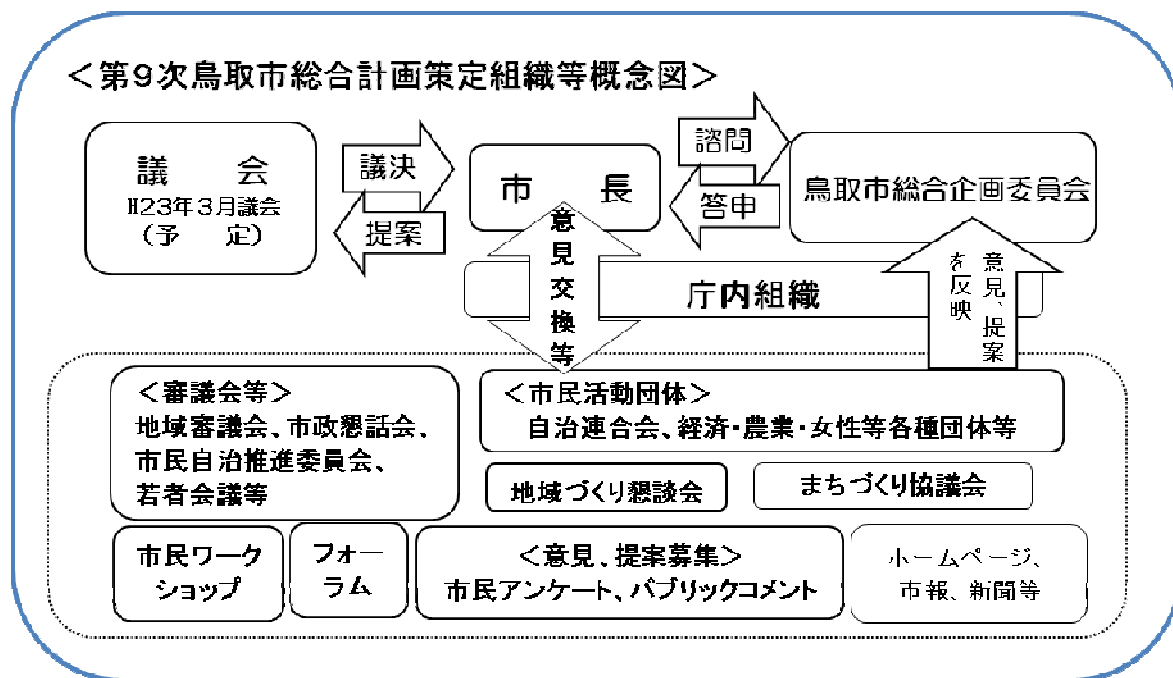
新聞等を活用し、より多くの市民の意見・提案を集約します。

⑥パブリックコメントの実施

鳥取市総合企画委員会で審議、策定された第9次鳥取市総合計画基本構想(案)、基本計画(案)についてパブリックコメントを実施し、最終の計画案を策定します。

⑦「まちづくりフォーラム」の開催

本市のこれからのまちづくりを考える機会となるフォーラムを開催します。



7 策定の根拠

本市の総合計画基本構想は市議会の議決を経て策定します。これは、地方自治法第2条第4項の規定に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められていることによります。

